

(様式第1号)

会議録 会議要旨

会議の名称	令和4年度 第8回 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会
日 時	令和4年11月22日(火) 14:00 ~ 16:00
場 所	芦屋市役所 北館4階 教育委員会室
出席者	会 長 島田 茂 委 員 岩本 洋子 委 員 伊藤 明子 委 員 大月 一弘 委 員 亀若 浩幸 事 務 局 森田部長、篠原課長、山西係長、藤川主事補
事務局	文書法制課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 公開 ----- <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者5人中5人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 議題アからエの審査請求の案件については、個人情報等が含まれているため、非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 会長挨拶
- (2) 一部公開の決定
- (3) 議題

ア 令和4年2月21日付け芦市議総第806号公文書存否応答拒否決定処分に係る審査請求(令和4年3月7日付け)について

- イ 令和4年3月22日付け芦市議総第868号公文書存否応答拒否決定処分に係る審査請求（令和4年3月28日付け）について
- ウ 令和4年1月11日付け芦都整第253号公文書非公開決定処分に係る審査請求（令和4年4月8日付け）について
- エ 令和4年7月12日付け芦教学第2006-2号個人情報部分開示決定処分に係る審査請求（令和4年9月29日付け）について
- オ 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う芦屋市議会における条例の整備について
- カ その他

2 提出資料

- 資料1 芦屋市議会における個人情報の保護に関する条例整備について（補足資料）
- 資料2 執行機関の個人情報保護に対する考え方と整合性を図った規定（整合性一覧）
- 資料3 独自規定検討項目個別資料
- 資料4 条例案と改正後の法律等との対照表
- 資料5 芦屋市議会個人情報の保護に関する条例（案）
- 資料6 芦屋市附属機関の設置に関する条例新旧対照表
- 資料7 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表

3 審議内容

開会

- (1) 令和4年2月21日付け芦市議総第806号公文書存否応答拒否決定処分に係る審査請求（令和4年3月7日付け）について
 - ア 答申案について審議した。
 - イ 答申し、本日の審査会をもって審議を終了する。
- (2) 令和4年3月22日付け芦市議総第868号公文書存否応答拒否決定処分に係る審査請求（令和4年3月28日付け）について
 - ア 答申案について審議した。
 - イ 答申し、本日の審査会をもって審議を終了する。
- (3) 令和4年1月11日付け芦都整第253号公文書非公開決定処分に係る審査請求（令和4年4月8日付け）について
 - ア 次回審議とした。

(4) 令和4年7月12日付け芦教学第2006-2号個人情報部分開示決定処分に係る審査請求（令和4年9月29日付け）について
ア 次回審議とした。

(5) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う芦屋市議会における条例の整備について

島田会長	議題5について審議を行います。議題5について、事務局は事案の説明をお願いします。
事務局	<p>議題5に入る前に、この度の個人情報保護法の改正による執行機関の条例の整備について報告があります。</p> <p>現在、本審査会の担当事務については、芦屋市附属機関の設置に関する条例に定めがあり、法改正等により規定の改正が生じますが、芦屋市個人情報保護法施行条例の制定において、附則文で改正を行うことを考えています。</p> <p>担当事務の内容としては、1 情報公開条例の審査請求、2 情報公開制度の運用と改善、3 個人情報保護法の審査請求、4 芦屋市個人情報保護法施行条例の個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき、5 特定個人情報保護評価に関する規則の特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項になり、5つの調査審議になります。</p> <p>次に、現行の芦屋市情報公開・個人情報保護審査会に関する条例は廃止し、芦屋市情報公開・個人情報保護審査会条例として新たに制定することを考えています。新たに規定する主な内容としては、「審査会の委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。」「審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第6条第1項の規定により提示された公文書又は保有個人情報を閲覧させることができる。」といった規定、審査請求以外の調査審議の手続、委員の罰則を考えています。また、現行条例で使用している意見書という用語を行政不服審査法で使用する主張書面という用語に変更しております。</p> <p>最後に、芦屋市情報公開条例については、公文書の非公開情報に、「個人情報保護法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号」を加える予定です。</p> <p>本市においては、行政機関等匿名加工情報の提供制度は、令和5年度に実施しない方向で考えていますが、行政機関等匿名加工情報を作成、保有することは想定されるため、手</p>

数料を徴収して制度を実施している自治体等と整合性が取れるように、公文書公開請求に対しては公開しないようにする必要があります。

また、第三者に対する意見書提出の機会の付与について、任意規定に加えて、「公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。」という義務規定を新たに定めることを考えています。この必要的意見聴取の規定は、個人情報保護法、情報公開法にも同様の規定が整備されています。報告は以上になります。

議題5は、個人情報保護法の改正に伴う芦屋市議会における条例の整備についての諮問になりますが、本日実施機関の意見聴取になります。実施機関の準備はできています。

島田会長 それでは、議題5について、実施機関の意見聴取を行います。

【実施機関 入室】 寺川事務局長、和泉課長、藤原主査

【実施機関 説明】

寺川事務局長 私、市議会事務局の事務局長をしております寺川と申します。今日はどうぞよろしくお願いいいたします。

和泉課長 同じく市議会事務局総務課の和泉と申します。よろしくお願いいいたします。

寺川事務局長 来年4月1日から新個人情報保護制度が始まることに伴いまして、市は個人情報保護法施行条例の制定を進めており、市議会でも個人情報保護条例案を協議しております。この度、条例案がまとまりましたので、その案につきまして御意見を伺いたく諮問いたしました。詳細につきましては、総務課長から御説明をさせていただきます。

和泉課長 諮問の趣旨としては、個人情報保護に関する3つの法律が統合される新しい個人情報保護法の下では、議会は規律の対象外となっていることから、議会の個人情報保護条例を制定する必要がありますので、市の個人情報保護制度との整合性を図りながら、議会の条例を整備することについて、審査会の御意見をいただくものでございます。

次に、資料1をご覧ください。項番2以降に議会の条例整備に当たっての考え方を記載しています。現行は、市も市議会も個人情報保護制度は同一の制度となっておりますので、新しい個人情報保護法施行後も、基本的には同一の制度となるように整合性を図り、市と議会と異なる部分については、議会独自の規定を加えていくというような考え方で条例を整備します。

なお、条例案につきましては、全国市議会議長会が示している条例例があり、これは三議長会と総務省と個人情報保護委員会が協議して作成されたものですが、こちらをもとに修正等を加えたものでございます。具体的な修正箇所につきましては、項番3(2)に記載していますが、詳しくは資料2で説明いたします。執行機関の個人情報保護に対する考え方と整合性を図った規定として、7項目ございます。

項目アは、個人情報ファイル簿を作成する対象となる個人情報ファイルの本人数に係る規定であり、市と同様に、1,000人未満のものもファイル簿を作成することとし、現行の個人情報取扱事務登録簿は廃止するため、条文にも規定していません。

項目イは、開示決定等の期限と開示決定等の期限の特例の規定です。市と同様に、決定期間を15日、延長期間も30日とします。

項目ウは、開示請求の手数料の規定ですが、これも市と同様に無料とし、コピー代等の費用については実費負担とします。

項目エとオは、審査会への諮問の規定でして、審査請求があった場合と個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合に、現行どおり審査会に諮問させていただきたいと考えております。

項目カは、議会における条例の施行状況の公表について、これも市と同様に規定をします。

最後に、項目キは、情報公開条例との整合性についてですが、市と同様に、個人情報保護法と情報公開条例の不開示情報に大きな齟齬はないため、調整規定は規定しません。

続きまして、資料3をご覧ください。議会独自の規定が2つございます。いずれも全国市議会議長会の考え方を踏まえて検討いたしました。

まず、アの独自規定は、保有特定個人情報の取扱いについて規定をするものでございまして、特定個人情報と保有特定個人情報の定義を規定しております。議会の条例案では第2条が定義の規定、第12条が利用及び提供の制限に関する規定となっております。

特定個人情報については、番号法が特別法として適用され、同法の規定により利用制限

及び提供制限がかかりますが、提供制限の例外は同法で規定されるのに対し、利用制限の例外は読み替えて適用される個人情報保護法の規定によります。したがって、個人情報保護法の対象外である議会については、個人情報保護法の読み替え適用が及ばないため、番号法第32条の趣旨に鑑み、条例で規定する必要があります。もっとも、議会が独自利用事務として特定個人情報を取得するということはありませんが、委任された事務、例えば給与事務ですが、そういった事務等で個人情報を取得することは想定されておりますので、条例で特定個人情報の規定を定めてございます。

この独自規定は、改選後などの議長、副議長がともに欠けている期間は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等までの期間に算入しない旨の規定でございまして、議会の条例案の第26条、第36条、第43条の関係です。任期満了等で正副議長が欠けているときには、処分庁が存在しないこととなりますので、その期間の日数は、標準処理期間に算定しない旨の規定を定めてございます。

次に、資料6をご覧ください。市は審査会の担当事務について、個人情報保護法施行条例の附則文により、芦屋市附属機関の設置に関する条例を改正することを考えていますので、議会の条例の制定に伴い、議会の条例案第45条及び第50条の審査会への諮問に関して、芦屋市附属機関の設置に関する条例に担当事務として追加いたします。

また、資料7をご覧ください。芦屋市情報公開・個人情報保護審査会条例について、議会の条例の制定に伴い、諮問実施機関や保有個人情報の定義を追加いたします。芦屋市附属機関の設置に関する条例及び芦屋市情報公開・個人情報保護審査会条例の改正は、議会の条例の附則文の規定により行います。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

島田会長 どうもありがとうございました。それでは、何か御質問等はございますか。

委員 議長、副議長がともに欠けている期間について具体的な説明をお願いします。また、これまでその期間内に個人情報開示請求があった場合はどうしていたのですか。

寺川事務局長 議員は、新しい任期が始まった時点では、議長、副議長がいない状態となり、初めて議会が開かれ、議長が決まるまでの約2週間前後の期間が空白の期間になります。また、これまではその空白の期間に開示請求が出たことはありませんでした。

島田会長	議会の個人情報保護条例はどこの地方公共団体も同じような規定かと思いますが、芦屋市以外の地方公共団体で、何か特別な規定を設けているところは知っていますか。
和泉課長	阪神間の自治体については、現時点において、特別な規定を行うということはお聞きしていません。どこの自治体も全国市議会議長会が示している条例例を参考に作成していると思います。
委員	本審査会は、これまで同様に、審査請求の事案と議会の個人情報保護制度について意見を求められた場合に諮問を受けて、答申を出すということですね。
島田会長	そうですね。あと、情報公開請求の審査請求事案についても、変更がありませんので、これまでどおりです。それでは、以上で意見聴取を終了いたします。ありがとうございました。
寺川事務局長	ありがとうございました。それでは失礼いたします。
	【実施機関 退室】 寺川事務局長、和泉課長、藤原主査
島田会長	実施機関からの説明については適切であると考えますが、何かご意見ございましたらお願いします。なお、次回答申案を審議する方向でいきますので、その際に改めて審議も行っていきます。
	答申としては、執行機関の個人情報保護に対する考え方を踏まえた点と議会独自に条例に規定する点について言及するのがよいかと考えます。
委員	議会の個人情報保護条例の制定によって、審査会の運営や調査権限等に何か変更が生じるということはありませんか。
事務局	審査会への諮問事項以外についての影響はありません。議会がこれまで同様に審査会に諮問できるようにするため、議会の条例の附則文の規定により、芦屋市附属機関の設置に

関する条例及び芦屋市情報公開・個人情報保護審査会条例が改正されることとなります。

島田会長 それでは、以上で審議を終了します。議題5について、継続審議とし、次回は答申案をもとに審議を行いましょう。

(6) その他

閉会